

みやま中学校校舎建築設計業務プロポーザル

参加表明書及び技術提案書作成要領

1. 一般事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書は下記の提出資料一覧に基づき作成すること。
- (2) 記載する言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。
- (3) 用紙による提出とし、電子媒体(USB、CD 等)による提出は受け付けない。
- (4) 用紙サイズは提出資料一覧のとおりとし、文字は読みやすい書体と大きさに作成すること。
- (5) 記入漏れがないようにし、記入する事項がないものは「なし」と明記すること。
- (6) 技術提案書には代表者の押印をすること。
- (7) 同種業務実績の用途は、学校施設とし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の小学校、中学校、義務教育学校に限る。
- (8) 様式3～7は、会社名・個人名等が特定できないよう記入するものとする。

2. 提出資料一覧

No	資料の種類	様式	サイズ	提出部数
	【 一 次 審 査 】			
1	参加表明書	別紙1	A4	正1部
2	総括責任者・主任技術者の業務実績	様式1	A3	正1部・副2部
3	協力事務所、関連する業者	様式2	A3	正1部・副2部
	【 二 次 審 査 】			
4	技術提案書	表紙	A3	正1部
5	事務所の同種業務実績	様式3	A4	正1部・副15部
6	総括責任者の同種業務実績	様式4	A4	正1部・副15部
7	意匠担当主任技術者の同種業務実績	様式5	A4	正1部・副15部
8	業務の実施方針	様式6	A3	正1部・副15部
9	課題に基づく技術提案	様式7 ① ～②	A3	正1部・副15部
		③	A4	正1部・副15部
10	見積書	様式8	A4	正1部

※ A3 用紙は折り込み(Z 折)、参加表明書及び様式1～2と、様式3～7はそれぞれ左上をホッチキス留めすること。

3. 様式1について

(1) 総括責任者、主任技術者の業務実績について

- ・ 総括責任者とは、業務全体の管理及び総括を担う技術者のことである。
- ・ 総括責任者は、一級建築士の資格を有する者とする。
- ・ 総括責任者は、延べ面積が 6,000 m²以上の学校建設工事の設計実績を必ず記入すること。
- ・ 経験年数は、実務経験年数を記入すること。実務経験年数は、本プロポーザルの公告日時点において算出するものとし、1 年に満たない期間は経験年数に算定しない。(例:10 年 7 か月→10 年と記載すること。)
- ・ 業務実績件数は、総括責任者、各担当主任技術者とも4件までとし、平成17年4月1日以降に竣工した施設に係るものに限るが、設計年についてはそれ以前であっても構わない。
- ・ 業務実績の記入に当たっては次の順に優先して記載すること。

【記入する業務実績と業務における立場の優先順】

優先順	業務の種別	立場
①	延べ面積 6,000 m ² 以上の学校建設	総括責任者(管理技術者)
②	延べ面積 6,000 m ² 以上の学校建設	主任技術者(主任担当技術者)
③	延べ面積 6,000 m ² 未満の学校建設	総括責任者(管理技術者)
④	延べ面積 6,000 m ² 以上の学校建設	担当技術者
⑤	延べ面積 6,000 m ² 未満の学校建設	主任技術者(主任担当技術者)
⑥	延べ面積 6,000 m ² 以上のその他の建設	総括責任者(管理技術者)
⑦	延べ面積 6,000 m ² 未満の学校建設	担当技術者
⑧	延べ面積 6,000 m ² 以上のその他の建設	主任技術者(主任担当技術者)
⑨	延べ面積 6,000 m ² 以上のその他の建設	担当技術者
⑩	その他	

- ・ 業務実績の業務とは、建築士法第2条第6項の「設計」を含む業務を言う。同条第8項の「工事監理」及び第21条の「その他の業務」のみの単独業務は該当しない。
- ・ 構造・延べ面積は、「構造種別／地上・地下階数」と「延床面積」を記入すること。
- ・ 発注者とは、その業務の発注者を言い、国、都道府県、市町村、民間等の別を記入すること。
- ・ 業務実績は、選出した個人の実績を記入すること。(前勤務先等での実績記載可)
- ・ 資格を証明する書類の写し、実績を証明する書類の写し、雇用を確認できる書類(健康保険証等)の写しを添付すること。
- ・ 業務実績には、携わった立場を確認できる資料(発注者が発行した証明書、契約書及び担当者届等)の写しを添付すること。

4. 様式2について

(1) 協力事務所について

- ・ 本業務に関わる協力事務所がある場合に記入し、業務実績は協力事務所としての実績とする。
- ・ 協力事務所が複数の場合は、適宜様式に追加すること。

(2) 関連する業者について

- ・ 関連する業者とは、建設業者または製造業者から 50%を超える株式の保有や出資があるか、代表権を有する役員を兼ねている形式をさす。

5. 様式3について

(1) 事務所の同種業務実績について

- ・ 業務実績の業務とは、建築士法第2条第6項の「設計」を含む業務を言う。同条第8項の「工事監理」及び第21条の「その他の業務」のみの単独業務は該当しない。
- ・ 「同種業務実績」は、延べ面積が 6,000 m² 以上の学校建設工事の設計業務実績とすること。
- ・ 写真等はカラーコピーでも構わない。

6. 様式4について

(1) 総括責任者の同種業務実績について

- ・ 「同種業務実績」は、様式1に記載した延べ床面積が 6,000 m²以上の学校建設工事の設計業務実績とすること。
- ・ 写真等はカラーコピーでも構わない。
- ・ 様式3及び様式5の事務所及び意匠担当主任技術者の業務実績と同一ではないものを優先して記入すること。

7. 様式5について

(1) 意匠担当主任技術者の業務実績について

- ・ 「業務実績」は、様式1に記載した業務実績から1つ選択し作成すること。
- ・ 写真等はカラーコピーでも構わない。
- ・ 様式3及び様式4の事務所及び総括責任者の業務実績と同一ではないものを優先して記入すること。

8. 様式6について

(1) 業務の実施方針について

- ・ 業務の実施方針は、業務への具体的な取組み体制、担当チームの特徴、工程計画、技術員の配置計画及びその他業務実施上の配慮事項(安全対策など)を簡潔に記入すること。なお、様式7にて提案を求めている内容は除く。

- ・ 提案は基本的な考え方を簡潔に文章等で記入すること。
- ・ 説明文を補完するための最小限のイラスト、イメージ図等の使用は認めるが、設計内容を具体的に表現するものは認めない。
- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）等は使用できない。
- ・ 色づかいは自由とする。イラスト、イメージ図等はカラーコピーでも構わない。

9. 様式7について

(1) 課題に基づく技術提案について

- ・ 提案は基本的な考え方を簡潔に文章等で記入すること。
- ・ 説明文を補完するための最小限のイラスト、イメージ図等の使用は認めるが、設計内容を具体的に表現するものは認めない。
- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）等は使用できない。
- ・ 色づかいは自由とする。イラスト、イメージ図等はカラーコピーでも構わない。

(2) 課題の内容について

○課題①「基本計画及び計画概要説明書を踏まえた設計コンセプト」

- ・ 基本計画、計画概要説明書において示している「整備コンセプト」及び「方針」について、これを具現化する“建築物”としての象徴的なコンセプトを提案すること。
- ・ 「整備コンセプト」と「方針」を、どのように取り入れるのか関係がわかるよう簡潔に記載すること。

○課題②「設計コンセプトを踏まえた建築計画」

- ・ 課題①で提案した設計コンセプトを踏まえた、配置計画（本業務対象外施設のローリング含む）、平面計画等の建築計画を簡潔に記載すること。
- ・ 計画概要書6～9の内容に対して、建築計画を簡潔に記載すること。

・ 課題③「基本計画等に記載のない独自提案」

- 基本計画及び計画概要説明書等に特段の記載のない事柄について、他者と差別化でき、本市の求める学校建築に寄与する独自提案を記載すること。

10. 様式8について

(1) 見積書の提出について

- ・ 本業務に関わる見積書を提出すること。

11. その他注意事項

(1) 課題への提案について

- ・ 提示した技術提案書の様式について、原則変更してはならない。様式の形式を変えず枠内に納め、様式記載事項等の内容、位置変更は行わないようにすること。

- ・ 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査委員会と事務局が協議し決定する。また、その内容は、必要に応じて参加表明者に対して通知する。

(2) 提案の表現方法について

- ・ 本書において視覚的表現の規制に関する記述をしているが、その詳細については、次項「視覚的表現の許容範囲」を参照すること。

視覚的表現の許容範囲

1 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計図又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

【許容しない表現の例】

- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

※ただし「既存の建築物等の写真の使用」、「当該建築物の既存図面を使用した表現」、「導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチ」の使用は許容する。

※なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM 等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

2 許容される表現と許容されない表現の具体例

表現の具体例は、「建築設計業務委託の進め方」（平成30年5月：全国営繕主管課長会議）50 ページから 53 ページの「3 許容される表現と許容されない表現の具体例」に準ずる。下記の URL から確認すること。

<https://www.mlit.go.jp/common/001236353.pdf>（国土交通省 HP）